

Title	再び経済政策の意義に就て山本助教授に質す
Sub Title	
Author	松崎, 寿
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.6 (1915. 6) ,p.686(90)- 692(96)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150601-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再び經濟政策の意義に就て

山本助教授に質す

松 崎 壽

予は三月號の本誌に於て、經濟政策の意義に關する卑見を開陳し、傍ら京都法學雜誌第九卷第十一號に掲載せられたる山本美越乃氏の論文に對し、予の了解に苦しむ點數個を披摘して、同氏並に一般讀者の垂教を乞ひ置きたり。然るに山本氏が特に多忙なる寸暇を裂きて態々拙文に對する答辨を草し、之を前號の本誌に寄せられたるは予の感謝措く能はざる所なり。然れども氏の答辨を通讀するに、不幸にして毫も前論の蒙を啓くこと能はざるのみならず、或部分に於ては却て益々疑問を深くするに至りたるは、衷心遺憾に感ぜざるを得ず。仍つて是等の疑點を一括して本稿を起し、重ねて同氏の示教を乞ふ

ことゝしたり。

予も亦議論の簡明を圖るの主旨に隨ひ、全く氏の列舉の順序によりて、一々卑見の存する所を述べんとす。

一、予が經濟政策の目的を以て國民經濟の健全なる發達を圖るに在りと爲し、氏の用ふる經濟的生活なる語を不透明なりとして批難したるに對し、氏は斯る駁論を以て全然其意を解すること能はずとなし、『國民經濟の健全なる發達と云ふが如き説明こそ、寧ろ茫漠として望洋の感なき能はず』と述べられたり。固より此點は氏の言の如く、詮する所用語の相違に過ぎざる論争なるを以て、氏が自説を固守する以上、強いて反問を呈するの要なしと雖も、一言氏の注意を喚起せんに、元來國家若くは國民經濟の健全なる發達と云ふが如き語は、日常の用語（有識者社會の）としても屢々吾人の聽く所にして、敢て珍奇なる術語にはあらず、從つて望洋の感な

きと稱する程の難解なるものにはあらざるなり。之に反して經濟的生活の完全なる發達と云ふが如きは、之に由りて直に明確なる觀念を捉ふることに困難にして、定義としては決して正鵠を得たるものに非ることとなり。

二、氏は經濟政策中より分配政策のみを分離獨立せしめ、之に社會政策なる異名を附して満足するが如き、從來の説明には到底承服するを得ざるより、經濟政策と社會政策との間に『極めて有用にして且最も重要な』限界を樹立せんと主張するも、予は何故に又如何なる必要によりて、斯る限界を設けんとするかを疑ふものなり。若しも經濟政策と社會政策とが、全く其本質を異にするものならば、斯くの如き區劃を樹つるも敢て徒勞にあらずと雖も、兩者の徑庭は氏の説に據るも、質の相違にあらずして程度の差異に過ぎず、而かも其程度の差異たるや極めて微細にして、殆んど分別するに足る著しく特

色を有せざるに於てをや（後段參照）。予は社會政策を以て經濟政策の一種となすも、毫も理論上不都合なしと信する者なり。

三、予は氏が主として人と財との關係を以て經濟的生活なりと認め、又主として人と人との關係を以て社會的生活なりと解するの不當なるを指摘し、今日の經濟生活は直接に人と財との關係たるが如きことは少なく、其の多くは寧ろ財に對する人と人との關係にして、却つて後者の方重要な意義を有するものなるに、氏が全然此第二の關係を看過せるは、了解に苦しむ所なりと述べたるに對して、氏は茲に『所謂人と財との關係なる意は、換言せば人類と財との關係と言ふに等しく、松崎氏の所謂財に對する人と人との關係をも廣く包括せるものなり……故に此點に於ては吾人は氏の言の如く全然財に對する人と人との關係を看過し居る者に非ざること答へんとす』と論じたり。是に由りて之

を看れば、山本氏の所謂人と財との關係の内に、予の認むるが如く、(一)直接に人と財との關係(二)財に對する人と人との關係の二個の場合を包擁せるものと看做すを得べし。事實果して然らば、氏は人類と財との關係と云ふが如き甚だ漠然たる語を使用すと雖も、其眞意は全く予の所説に近付きたるものにして、此問題に就ての論争は最早解決を告げたりと言はざるべからず。

四、更に予は氏が社會的生活を以て漫然財に交渉なき人と人との關係なりと論斷するの非なるを駁したるに對して、氏は『予は未だ斯かる説を唱へたることなし』と明言し、更に語を躍ぎて『社會的生活と雖も人と財との關係を全然無視して成立するものにあらず、之れと等しく經濟的生活と雖も、亦人と人との關係に注意することなくして解釋し得るものにあざることとは殆んど説明の要を看す。是等の何れの場合に於

ても、吾人の所謂人と財氏の所謂人と人となる觀念を包含すべきは勿論なり』と論ぜられたり。されば氏が社會的生活を以て人と人との關係なりと述べたるの意は、漫然財に交渉なき人と人との關係を指せるにあらず。實は財に對する人と人との關係は人類と財との關係中に包括せらるゝものにして、亦經濟的生活の一種に外ならずと云ふ。故に氏は財に對する人と人との關係で同一の現象を前段に於ては、經濟的生活なりと看做し、更に後段に至りては之を社會的生活なりと論ずるものにして、此點に關する氏の所説には前後非常の矛盾撞着あり。是れ予が今回の氏の説明を以て、益々疑問を深くするに至れりと稱する所以なり。

斯くの如く財に對する人と人との關係で同一の現象より、強いて社會的生活と經濟生活との二方面を誘出せざるべからざるに至りし結果社會政策と經濟政策との區別に關する氏の説明

は極めて奇怪なる結論に到達したり、曰く『社會政策は人と財との關係よりは、より多く人と人との關係(財に全く交渉なしと言はず)に重きを置き、經濟政策は人と人との關係よりは、より多く人と財との關係(人と人との關係なしと言はず)に重きを置かんとするものなり』と然れどもより多くなど稱する語は固より曖昧模糊たる觀念にして、學術的意義を有するものにはあらず、從つて此種の用語によりては大凡如何なる程度迄が社會政策なりや。或は經濟政策なりやすらも知る能はざるべし。然るに氏は重ねて『社會政策を以て經濟政策の一種たる分配政策に他ならずとすが如き從來の説明には到底贅すること能はず、左ればこそ別に其意義を確定せんと試みたるもの』なりとの抱負を述べらるゝも、前條の如き曖昧なる説明に倚りて、果して社會政策と經濟政策との意義を確定するを得べきや、予は疑莫きを得ざるなり。之を要

するに氏が經濟政策と社會政策との間に無用の限界を設けたりとの予の反問は、今回の氏の示教によりても、毫も撤回すること能はざるのみならず、却つて益々氏の説明の無理なることを感ずるの外なきに至りたり。

尙事の序を以て附言せんに、氏は今日の社會的生活を以て前述の如く財に對する人と人との關係のみなりと解するが如しと雖も、予は然か思はず。社會的生活は(一)財に對する人と人との關係(二)財に交渉(關係と同意に解す)なき人と人との關係の二個の場合を包括するものなり。從つて社會的生活の進捗策は全部之を社會政策と稱し得べきものに非ざるなり。

五、予が社會政策を以て、財の分配に關する社會階級間の不調和を緩和せんとする方策なりと論じ、斯く解するときには勞働者問題の解決策も貧富の調節策も、中産階級の向上策も皆此内に包括せらるゝことゝなるべしと述べたるに對

し、氏に社會政策を以て斯る意義に解する時は、上例の一たる労働者問題の解決策の如きは此内に包括せられざるもの少なからざるべしと爲し、『蓋し、現今の所謂労働者問題を以て單に賃銀問題のみの如くに考ふる者あらば、それは皮相の見解にして、賃銀の如何に拘はらず、國民の健康及び體質保全の必要上、労働時間に一定の制限を附せんとするが如きことは現に社會政策上の重大問題なり。然かも斯る重大問題も氏の所謂社會政策の意義に従へば、全く之れを除外せざるを得ず』と論ずるも、卑見によれば氏の説明こそ、却つて皮相の見解なりと云はざるべからず。何となれば、吾人が社會政策の重要な一手段として労働時間の短縮を主張するは單に國民の健康及び體質の保全を唯一の目的とするにあらざりて、労働時間の短縮が労働效能の増進を促し、其結果（積極的消極的に）企業者の所得を増加して、労働者の所得即ち賃銀の

上騰を期し得らるべきが爲めののみ。而して社會政策の主眼とする所は前者にあらずして、寧ろ後者に存するなり。是を以て假令労働時間の短縮が衛生上如何に良好なる効果を齎すとすも、其方策の實行が吾人の豫期に反して、利潤並に賃銀の低落を惹起するが如きことあらんか、斯る提案は結局學者机上の空論に止まりて恐らく其實行は極めて困難ならむ。此事は必ずしも實例を遠きに求むるを要せず、現に我國に於て、企業者並に労働者が較もすれば、労働時間の短縮に反對するは、彼等が叙上の眞理を了解する能はざるに因るか、又假令了解するも或障害の爲めに労働時間の短縮が利潤の増進とならず、又賃銀の上騰ともならざるが故なりとす。是に由りて之を觀るも、労働時間の短縮は決して、賃銀と無關係なるものにはあらざるなり。

但し右の如く論ずるも、予は労働者問題を以て

賃銀問題に限れりと思惟するものにあらざることは、呉れ呉れも讀者の了察を乞はざるべからず。例へば所謂住居問題の如きも、今日の重要な労働者問題の一種なりと雖も、而かも賃銀問題にはあらずして、實に家賃問題たり（此事は法學志林第十六卷第十、十二號及第十七卷第二號所載拙稿「住居問題に對する都市政策」に於て詳論し置きたり）。若しも氏の筆鋒の如く、家賃の如何に拘はらず、國民の健康及び體質保全の必要上、労働者住居の設備を改良せんと論ずる者あらば、斯る提案は實行の價値なき一種の無責任なる放言に終るの外なからむ。想ふに労働時間の短縮と賃銀との關係は、労働者住居の改良と家賃との關係に髣髴たるものと云ふべきなり。

六、予が經濟政策の遂行に必要な強制權を以て、國法學者の所謂統治權の一作用なりと説明せるに、氏は經濟政策上の強制權は之を斯くの如く狹義に解するの必要なしと論じ、其一例として、各個人が組合を組織して、規約を造り

之を遵守せむことを誓ふときは、爾後各人は該規約によりて拘束を受け、組合は又其規約を強制するの權能を有するに至るものにして、其他労働組合の組合員に對する關係も亦之と其揆を一にすと述べるも、己に前論に於て予の詳説したるが如く、經濟政策は各個人の意志に反して其經濟的活動を掣肘し、或は之を助長して國民經濟の健全なる發達を圖らむとするの方策なり、隨つて其目的の遂行に必要な強制權は各個人の意思によりて生じたる私人團體の權力と同一なるものにはあらず。固より多數人が協同して或團體を組織するときは、其結合の強弱如何に拘はらず、團體の目的を達するの必要上各人の行動を拘束すること莫きにあらざるは論を俟たず、然れども斯る場合の拘束力は各人の意思によりて生じ、亦其意思の範圍内に於て其效力を有するものにして、決して各人の意思に反して、之を強制し得るものにはあらず。即ち若し各人が此拘束力に服従するを欲せざるときは、自己の意思によりて任意に其團體を脱退するを得べきなり。之に反して統治權の作用たる

強制權は各人の意思に基きて生じたるものにあらず、随つて其意思に反して之を拘束するの權力を有するものにして、前者と大に其性質を異にせり。されば私人團體の有する權力は寧ろ命令權と稱するの穩當にして、之を強制權と認むるは正鵠の見解にはあらずなり。従つて強制權を有せざる私人團體の權力は、到底經濟政策上の權力となるを得ざるや勿論なり。

七、以上述べたる所によりて、前號に於ける山本氏の答辯に對する疑問を盡したるが、尙一言すべきは、予の前論に於て、氏が何故に私人團體と個人との間に差別を設け、後者を排して前者のみを經濟政策の主體となしたるやに關して質問を發したるに、此問題に對しては今回の答辯中一言も論及せらるゝ所なし。然れども氏は前述の如く各人が組合規約を作り、之に由りて拘束せらるべきことを約する時は、此組合の拘束力は當然經濟政策上の強制權となり得べしと主張するを以て、斯くの如くむば、個人も亦經濟政策の主體となり得ざるの理あるべからず。何となれば一人の企業者と多數の勞働者とが所

謂勞働協約を締結し、勞働者が企業者の命令を遵守せんことを誓ふときは、爾後企業者の命令は勞働者を強制するの權能を有するに至ること組合の規約と毫も異なる所なかるべければなり。要するに氏の議論を一貫するときは、個人をも經濟政策の主體となすにあらずんば、論理の徹底を得ざるに至るべし。

之を要するに上來縷々せるが如く、今回山本氏の與へられたる答辯に對しては、予は未だ以て遽に推服すること能はざるなり。本誌編輯主任高城仙次郎氏の言に由れば『由來我國に於て論争を事とする者の大多數は敵手の議論が正鵠を得たるものなるを問はず、全部之を否定するの僻あり』(國民經濟雜誌第十六卷第三號所掲)と云ふ。予は元來論争の爲めに、論争を好む者にあらず、又狼りに新奇を衒ひて敵手の議論を盲目的に否定し、去るものにもあざるなり。然るにも拘はらず、山本氏の所説に對して徹頭徹尾、之に反對せざるを得ざるは、予の甚だ遺憾に堪へざる所なりとす。

(大正四年五月五日稿)

批評と紹介

高野岩三郎著『統計學研究』

大正四年五月大倉書店發行
菊版六百五十六頁定價金二圓五十錢

本書は東京帝國大學法科大學に於て統計學の講座を擔任せらるゝ高野博士が過去十數年間に於て『國家學會雜誌』、『法學協會雜誌』、『京都法學會雜誌』、『國民經濟雜誌』、『統計集誌』等の紙上に發表せられたる論文二十四篇を集録編纂せるものなり。此二十四篇の論文中二篇は統計の理論に關するものにして、五篇は統計の方法を論じ、殘餘の十七篇は人口の靜態及動態並に經濟現象等に關する統計的研究なりとす。而して此最後の統計的研究中外國の事情に關する二三の論文を除き他は皆著者自身が我國の狀態に就きて試みられし研究なり。其研究問題の主なるものは結婚、出生、死亡、出生と季節との關係、國民所得等なりとす。此等の獨創的研究は本書の中堅にして、著者の最も意を用ひられしものなるが如し。

著者は本邦經濟學界に於て最も精密確實なる研究法を用ひらるゝ學者の一人にして、其精緻綿密なる調査計費并に穩健公

平なる推斷は本書に載せたる著者の研究に遺憾なく證明せられたり。されば本書は單に本邦人口の狀態に就きて正確なる知識を提供し大に讀者を啓發する所あるのみならず、社會狀態の科學的研究に關する一好典範を示し讀者に一大刺激と幾多有益なる暗示とを與ふるものなりと謂ふ可し。吾人は著者が多忙の身を以て此等貴重なる論文を收集編纂して學界を裨益せられたることを謝し且つ祝せざるを得ず。

野村商店編纂『株式年鑑』(大正四年度)

大正四年四月大坂野村商店發行
菊版七百三十七頁定價金參圓

本書は大坂市東區備後町株式仲買商野村商店調査部の編纂に係るものにして、主として本邦に於ける公市債、債券、株式に關する統計を載す。公市債債券に就きては各其發行期日、發行額、未償還額、償還期、利率等を擧げ、公債に就きては明治二十一年以後大正三年迄の相場表を示し、市債、債券に就きては最近兩三年の相場表を載せたり。銀行會社は主なるものを企業の性質に従ひて銀行、紡績、取引所、鐵道等十七種に分類し、各其設立期、資本金額、株數、現任重役氏名、決算期、配當金交附期日、配當率、現株主數、大正三年度の貸借對照表、并に損益計算表、最近數箇年間の株式相場表を掲げ、且